

生駒市規則第 33 号

生駒市高山竹林園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市高山竹林園条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市高山竹林園条例施行規則（平成元年 4 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（開園時間及び使用時間）」に改め、同条中「条例第 4 条第 1 項に規定する有料園施設の開館時間又は開場時間」を「高山竹林園（以下「竹林園」という。）の開園時間」に、「次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」を「午前 9 時から午後 5 時までとし、条例第 4 条第 1 項に規定する有料園施設（以下「有料園施設」という。）のうち竹林園資料館研修室及び和室の使用時間は、午前 9 時から午後 9 時まで」に改め、同条各号を削る。

第 3 条の見出しを「（休園日）」に改め、同条中「有料園施設の休館日及び休場日」を「竹林園の休園日」に改め、同条ただし書中「休館し、若しくは休場する」を「休園する」に改める。

第 12 条（見出しを含む。）中「有料園施設」を「竹林園」に改める。

第 13 条の見出し中「入場」を「入園」に改め、同条中「有料園施設への入場」を「竹林園への入園」に、「有料園施設」を「竹林園」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。